いしかわ外国人材活用ワンストップセンター連携事業者の登録について

1 概要

いしかわ就職・定住総合サポートセンター(ILAC)内に設置している「いしかわ外国人材活用ワンストップセンター」と連携を行う事業者(以下「連携事業者」という。)を登録するため、事業者の募集を行うもの。

2 連携事業者の役割

「いしかわ外国人材活用ワンストップセンター連携事業者登録要項」(以下「登録要項」という。)第2のとおり。

3 登録要件

外国人労働者の紹介事業を行う事業者であって、登録要項第4の要件を満たすもの。

4 申込期間

随時

※ただし、登録事業者数が多数となった場合、募集を終了する場合あり。

5 応募書類

- (1) いしかわ外国人材活用ワンストップセンター連携事業者登録申込書(様式1)
- (2) いしかわ外国人材活用ワンストップセンター連携事業者登録要件確認書(様式2)
- (3) 職業紹介事業許可証の写し ※労働者派遣事業を行っている場合は、労働者派遣事業許可証の写しも提出すること。
- (4) 法人登記簿謄本(最新のもの)
- (5) 人材紹介手数料の徴収方法や返還規定がわかるもの(手数料表、契約書の様式など)
- (6) 自社サービスの内容がわかるパンフレット
- (7) 外国人労働者の企業への紹介・派遣人数の実績がわかる資料(内部資料ではなく、パンフレット等の公開されている資料に限る。)
- (8) その他、必要に応じて石川県人材確保・定住推進機構(以下「機構」という。) が必要と認める書類

6 提出方法

電子メールにより、7に記載のメールアドレスに送付すること。 なお、送付後、機構あてに電話によりメールの到達確認を行うこと。

7 提出先及びお問い合わせ先

〒920-0935

石川県金沢市石引 4-17-1 石川県本多の森庁舎 1 階(UI ターンサポート石川内) 石川県人材確保・定住推進機構 いしかわ外国人材活用ワンストップセンター

TEL: 076-213-7730

メールアドレス: global@jobcafe-ishikawa. jp

8 審査

- (1)登録申込があった事業者の中から、登録要項第4に基づき、機構において下記①~⑤ を書類審査の上、登録する連携事業者を決定する。なお、必要に応じて、追加資料の提 出やヒアリングを実施する場合がある。
 - ① 国内企業への高度外国人材等の紹介・派遣実績
 - ② 取扱い可能な在留資格の種類
 - ③ 取引可能な国や業種
 - ④ 人材紹介、派遣料金の目安
 - ⑤ 人材を紹介、派遣した企業に対するフォロー体制
- (2)登録する連携事業者に対しては、登録要項第5(2)に基づき「いしかわ外国人材活用ワンストップセンター連携事業者登録通知書」(様式3)を交付するものとする。